

孤立無援者終身サポート事業 身元保証援助契約書

この事業は、「孤立無援者終身サポート事業」といい、家族親族の支援が得られないことを理由として社会的生活が継続困難な方を支援対象としています。支援の前提として契約を締結していただきます。

「」氏(以下、「利用者」という。)と一般社団法人生活支援センター結(以下、「結」という。)は次のとおり契約します。

【身元保証等業務の委託】

第1条 利用者は、結に対して、医療や福祉サービスの利用、住宅入居、就労等にかかる「身元保証」「緊急連絡先」等の業務を委託し、結はこれを受託しました。

【登録及び利用料】

第2条 利用者は、前条の支援を受けるにあたり、結に登録するものとし、登録料及び利用料(別紙重要事項説明書記載)を支払うものとします。なお、本契約締結時に登録料の支払いが困難な場合は、後日可能となる時まで猶予するものとします。

2 利用者に法定相続人が不在の時は、利用者は契約時または契約後ただちに遺言書または死因贈与契約書を作成し、死亡後の財産処理について明記するものとします。

【受託業務】

第3条 第1条の身元保証及び生活支援事務の内容は次のとおりとします。

(1) 身元保証支援

- ①利用者が福祉施設や住宅に入居時に、結が身元保証人・身元引受人・連帯保証人となって、利用者の入居時の支援をする業務。
- ②利用者が病院等への入院時に、結が身元保証人・身元引受人・連帯保証人となって、利用者の入院時の支援をする業務。また、本人の同意に基づき、医療行為の同意を代行する業務。
- ③利用者が賃貸住宅に入居時に結が身元保証人、緊急連絡先になって、入居時の支援をする業務。ただし、入居契約の相手が保証人や緊急連絡先を法人を対象とする場合。

(2) 住民票支援

在宅の生活が困難となり、施設や病院での生活を始めるにあたって住民票を置くことができない人に対して、結の施設に住民票を置きます。

(3) 生活支援

入院、入居後の生活支援業務を依頼する場合は別途「日常生活支援契約」を締結していただきます。

【書類や印鑑の保管】

第4条 利用者は結に対して、次の書類や印鑑を預けることができます。預かる場合、利用者と結は「書類等預かり書」をつくります。

- ①年金証書
- ②預貯金の通帳
- ③権利証
- ④契約書類
- ⑤保険証書
- ⑥実印や銀行印
- ⑦そのほか、結が適当と認めた書類

2、利用者はいつでも預けた書類や印鑑を返してもらうことができます。

【報告】

第5条 結は、1か年ごとに、利用者に対してこの契約がどのようにおこなわれているかを報告します。

【解約】

第6条 利用者及び結は、いつでもこの契約を解約することができます。

【契約の期間】

第7条 この契約の期間は2024年 月 日から翌々年3月31日までとします。ただし、この期間が終わるまでに、お互いに契約を終わらせる申し出がないときは、さらに1年間この契約をつづけます。その後も同じです。

2、契約の期間中であっても、第6条による解約があった場合、または利用者が死亡した場合は、この契約は終わります。

【秘密を守ること】

第8条 結は、この契約の期間中に知った利用者に関する秘密を守ります。この契約が終わったあとも同じです。なお、個人情報の取扱いにかんしては、別紙「重要事項説明書個人情報取扱特記事項」によるものとします。

◆ この契約が成立したことを明らかにしておくため、この契約書を2通つくり、利用者、結がそれぞれ1通ずつ持つこととします。

2024年 月 日

(利用者)

住 所

氏 名

印

(結)

住 所 久留米市国分町1323番地1

名 称 一般社団法人生活支援センター結

代表理事 永 田 啓 造 印

電話 0942-27-6671